

約款変更の新旧対照表

むさし証券株式会社

(下線部分変更)

<取引報告書等の電磁的方法による交付等取扱規程>

新	旧
<p>(書面の電磁的方法による交付方法の留意点)</p> <p>第5条</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取引報告書の書面に記載すべき事項が発生した翌朝に記載事項の電磁的交付を行います。また、取引残高報告書の書面に記載すべき事項については、<u>法令の定めに基づき、有価証券の売買等の約定や入出金等が発生する取引があった場合には3ヵ月ごとに、かかる取引はないもののお預かり残高がある場合には1年に1回以上、電磁的交付を行います。</u>ただし、信用取引口座をご利用のお客様に関しましては、取引残高報告書及び担保同意明細書を、毎月末を基準月として、翌月の5営業日目の翌朝に電磁的交付をするものとします。</p>	<p>(書面の電磁的方法による交付方法の留意点)</p> <p>第5条</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取引報告書の書面に記載すべき事項が発生した翌朝に記載事項の電磁的交付を行います。また、取引残高報告書の書面に記載すべき事項については、<u>約定・入出金等の発生した月の月末時点での記載事項を、翌月の5営業日目の翌朝に電磁的交付を行います。</u>ただし、信用取引口座をご利用のお客様に関しましては、取引残高報告書及び担保同意明細書を、毎月末を基準月として、翌月の5営業日目の翌朝に電磁的交付をするものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>